

(第1条関係)寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(条例第2条の3第3号イの規則で定める場合)</p> <p>第3条 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する<u>里親</u>であつて、<u>養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、<u>養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)</u>を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて当該子の1歳到達日後の期間において常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(条例第2条の3第3号イの規則で定める場合)</p> <p>第3条 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法<u>第6条の4第2号</u>に規定する<u>養子縁組里親</u>である者</p> <p style="text-align: center;">_____若しくは</p> <p style="text-align: center;">同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、<u>同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として</u></p> <p style="text-align: center;">____委託することができない者に限る。)</p> <p>を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて当該子の1歳到達日後の期間において常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(<u>条例第2条の4第2号の規則で定める場合</u>)</p> <p>第3条の2 <u>前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」</u></p>

(育児休業の承認の請求手続等)

第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(第1号様式)により、育児休業を始めようとする日の1月

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_前までに行うものとする。

2・3 (略)

～略～

第1号様式(第2条関係)

育児休業承認請求書

(略)	
2 請求の内容	(略) <u>再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業</u> _____が <u>必要な事情を記入</u>
(略)	

(裏面)

記入上の注意

1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(出産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続等)

第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(第1号様式)により、育児休業を始めようとする日の1月

(条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2

週間)前までに行うものとする。

2・3 (略)

～略～

第1号様式(第2条関係)

育児休業承認請求書

(略)	
2 請求の内容	(略) <u>再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が</u> _____が <u>必要な事情を記入</u>
(略)	

(裏面)

記入上の注意

1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(出産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決

<p>_____等)を添付すること (写しでも可とする。)</p> <p>2 「2 請求の内容」欄の「<u>非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業</u>」とは、寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号。以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする<u>育児休業をいう</u> _____。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は、<u>1歳6か月までの子の育児休業</u> _____をし ようとする場合(<u>条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合</u>)に記入すること。</p> <p>6 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>定通知書又は<u>証明書等</u>)を添付すること (写しでも可とする。)</p> <p>2 「2 請求の内容」欄の「<u>1歳6か月までの子の育児休業</u>」<u>とは、寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号。以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(5において同じ)。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(<u>条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。</u>)、<u>1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をし</u> ようとする場合 _____ _____に記入すること。</p> <p>6 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
--	---

(第2条関係)寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
<p>(趣旨)</p> <p>(時間外勤務を命ずる場合の考慮)</p> <p>第10条 任命権者は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</p> <p>(条例第8条の2第1項の規則で定める者)</p> <p>第10条の2 条例第8条の2第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親</p>	<p>(趣旨)</p> <p>(時間外勤務を命ずる場合の考慮)</p> <p>第10条 任命権者は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</p> <p>(条例第8条の2第1項の規則で定める者)</p> <p>第10条の2 条例第8条の2第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親</p>

である職員  
(児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

2 (略)

～略～

(特別休暇)

第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(7) (略)

(8) 生後満1年に達しない子を養育する職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。))を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する

(以下「養育里親」という。)である職員  
(児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。))として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

2 (略)

～略～

(特別休暇)

第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(7) (略)

(8) 生後満1年に達しない子を養育する職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者

若しくは  
養育里親である者(同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組養親として

委託することができない者に限る。))を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する

<p>休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>(9)～(21) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>(9)～(21) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
--	--

(第3条関係)寒川町臨時職員の給与等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(年次休暇以外の休暇)	(年次休暇以外の休暇)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、臨時職員(第6号から第9号及び第11号に掲げる場合にあつては、次項に掲げる臨時職員に限る。)に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。	2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、臨時職員(第6号から第9号及び第11号に掲げる場合にあつては、次項に掲げる臨時職員に限る。)に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 生後満1年に達しない子(条例第8条の2第1項において子に含まれるとされる者を含む。以下同じ。)を養育する臨時職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の臨時職員にあつては、その子の当該臨時職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定によ	(3) 生後満1年に達しない子(条例第8条の2第1項において子に含まれるとされる者を含む。以下同じ。)を養育する臨時職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の臨時職員にあつては、その子の当該臨時職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定によ

<p>り当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する<u>里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者</u>若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、<u>養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)</u>を含む。)が当該臨時職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>り当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する<u>養子縁組里親である者</u></p> <p>若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、<u>同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として</u>委託することができない者に限る。)を含む。)が当該臨時職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
---	---

(改正附則)

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則第3条の次に1条を加える改正規定、第4条第1項の改正規定及び第1号様式の改正規定(「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加える部分を除く。)</u>は、平成29年10月1日から施行する。</p>